

# 随意契約理由

令和2年(2020年)4月1日

契約担当課名	豊中市伊丹市クリーンランド 施設課
発注担当課名	豊中市伊丹市クリーンランド 施設課
契約名称	一般廃棄物埋立処分委託
契約内容	一般廃棄物埋立処分（尼崎基地 焼却灰）
契約締結日	令和2年4月1日
及び契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪湾広域臨海環境整備センター 尼崎基地
契約金額	10,100 円/ t （税抜き額）
随意契約理由	<p>（地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当）</p> <p>本市域から生ずる可燃性一般廃棄物の残渣に関わる最終処分を行うことが出来る処分場が、現状では広域臨海環境整備センター法に基づき設置(本市を含む地方公共団体、近畿2府4県168団体が出資)した大阪湾広域臨海環境整備センターしか確保できないため随意契約するものである。</p>